

第7回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成17年7月26日（火）午後2時～午後4時10分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

清原慶子（三鷹市長）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

土屋美明（社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員）

中川英彦（京都大学法学部教授）

議長 宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学教授）

長谷川真理子（早稲田大学政治経済学部教授・理学博士）

吉永みち子（ノンフィクション・ライター）

（日弁連）

副会長 柳瀬康治 二國則昭

事務総長 山岸憲司

事務次長 田中晴雄 山本眞弓 矢澤昌司 福島進

広報室室長 生田康介

（説明者）

弁護士任官等推進センター 事務局長 中村雅人

以上 敬称略

議 事 内 容

1. 開会の挨拶

（宮本議長）

きょうは、お忙しい中、また台風が来る中をご出席いただきましてありがとうございます。ただ、片山委員と高木委員、井手委員が所用のためにご出席できないことになりました。毛利委員は、台風でお越しになれなくなりました。数は少ないですが、きょうは肩の力を抜いて議論したいと思います。清原委員は、公務のために遅れてご出席されます。

では、第7回の市民会議を開催させていただきます。まず、柳瀬康治日弁連副会長からご挨拶

をお願いいたします。

2．柳瀬康治日弁連副会長挨拶

(柳瀬副会長)

副会長の柳瀬でございます。会長はどうしても議長を務めなければならない委員会がありまして、そちらのほうに出席されておりますので、私が代わりにということでご挨拶いたします。きょうは本当に台風の中、お越しいただきまして、どうもありがとうございます。

まず今日の議題1では依頼者からの苦情処理システムについての要望書を作成いただけるとのこと、感謝申し上げます。議題2の弁護士任官については、我々は日弁連挙げて推進しているんですが、なかなかその任官者を見出しきれないという状況で、前回片山委員のほうからもお話がありましたけれど、早くこういうところを弁護士から多数出すような状況にもっていきたいと思っておりますので、ぜひ皆様のご意見をお聞かせ願いたいと思っております。それから、今日ご覧いただく日弁連が作成した弁護士任官のビデオは弁護士任官者を勧誘するために、任官した人たちの生の声をお届けするというビデオでございます、非常に興味深いものです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3．議事

(1) 議事録署名人の決定

(宮本議長)

では、議事に入りたいと思います。議事録の署名人の決定なんですが、順番で、土屋委員とフット委員にお願いします。それでよろしゅうございますか。

(了承)

(宮本議長)

では、お二人よろしく申し上げます。

(2) 依頼者からの苦情処理システムについての要望書(案)について

(宮本議長)

議題ですが、井手副議長と事務局とあらかじめ相談しました。議題1は、第5回と第6回で依頼者からの苦情処理システムについて意見交換をしました。そこで前回提案させていただいたとおり、皆様の意見を集約して日弁連宛に要望書を出したいと思っております。私と井手副議長と事務局とで検討した案を皆様にメーリングリストでお送りいたしました。それを第1議題として検討していただこうと思っております。

第2議題は、今話がありましたように弁護士任官の推進についてです。第3議題、これは、時間があればですが、裁判員制度について皆様からいろんな意見をお聞きしてみて、今後何が私たち市民会議としてできるかということ、ちょっと検討したいと思っております。それでは、きょうはできればこの3つの議題で進めさせていただきます。

まず、最初に議題1の依頼者からの苦情処理システムについての要望書、皆様にメーリングリストでお送りしましたが、これについてご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは、きょうは井手副議長は出席しておりませんが、私のラフな草案に彼が丁寧に赤を入れてくださって、それでまとめた次第です。

(土屋委員)

日弁連のお考えを伺いたいと思います。それは3の弁護士報酬に関する情報についての取組みというところで、上から3段目に、「適正と考えられる価格の上限と下限」という表現があるのですが、これまでの公取との間での議論では、上限についてはあまり問題にしないけれども、価格の下限を決めることについて、独占禁止法の違反の疑いが出てくるといった話があって、その点、上限と下限という非常に厳しい線を引くことを求めるのが妥当かどうかという、ちょっと疑問でありまして、そのあたり日弁連のほうはどう考えていらっしゃるのかなと思います。

(宮本議長)

では、矢澤事務次長のほうからお願いします。

(矢澤事務次長)

事務次長の矢澤でございます。よろしくお願ひいたします。弁護士報酬規程の廃止に至る経緯の中で、ご指摘のように、独占禁止法とのかかわりはどうなんだということは、かなり突っ込んで討議をいたしました。弁護士報酬に限ったことではなくて、公取側の考え方からすれば、一般的にということになります。下限を定めるということは、価格の低下を妨害することになるので当然駄目であると。上限はいいのかというと、それは一般論としては上限も問題があって、上限を定めるということは、かえって今度は上限に張り付いていくという効果をもたらすものだというので、拘束性のある規程として定めることはいずれも問題があるというのが公取側の一般的な考え方と認識しています。拘束性のある規程として定めれば、そういう問題があるということです。

(土屋委員)

要望書案をいただいて思ったんですけど、これ上限と下限という形で書いて出すのがいいのか、それともあるいは価格帯みたいな幅をもっと示すというか、ちょっとそのあたり法律の専門家の方に、こういうきちとした線引きを決めるような提案がされると困るということであれば、表現を変えとかしたほうがいいと思います。私は前々から前回の報酬規程は独占禁止法に違反するようなものではないだろうと基本的には考えております。ですから、上限・下限にすべきことに私は異論はありませんけれども、ただ、そういうふうに出されてしまうと、受け取った日弁連が困るということであれば変えた方がよいと思います。

(宮本議長)

どうぞ、中川委員。

(中川委員)

これは、私が実はご提案させていただいた問題なんです。私が考えていたのは、今土屋委員が言われたレンジなんですね。だから上限とか下限とかという堅いものではなくて、あとは個

別に弁護士さんと依頼者とがお決めになったらいいでしょうという意味の一定のレンジというふうに考えておったんですけれども。あるいは何か基準値みたいなものがあって、それにプラスマイナス何パーセントぐらいというようなやり方でもよいかと思いますが、いずれにしろ一定のレンジということになると思います。

(柳瀬副会長)

もともとの報酬規程は、今、中川委員がおっしゃったように、一定の基準式があって、難易度に乗じて上下30%ずつ幅を持たせるというレンジにはなっていたんですね。ですから、この考え方自体は今までの報酬規程から見れば、弁護士会にとっては別にこれはこれでいいのだろと思うのですが、そうすると結果的に公取がどういうふうになるのか。今言ったように強制力を持たせなければいいんだということを言っていますけれど、規程をつくるということ自体が一種の強制力を持つというのが公取の考え方なので、その辺をどうするかという問題は残されると思います。

(中川委員)

したがいまして、第三者が参考報酬価格という考え方でつくったらどうかという意見なんですけれどね。非常に日本的ですか。

(矢澤事務次長)

第三者機関にそういったものをつくっていただくと。弁護士はそれに別に拘束されるわけでもないしそういった考え方は我々今まで会内で検討してきた中では、あまり深くは検討されなかったです。

(中川委員)

それも、確かにこれちょっと日本のかなと申し上げたのは、本来はこういうサービス提供というものに対する報酬も、需給関係で決まるのが自然なんですね。それはよくわかっているんです。本来はそうすべきだと思います。けれども、非常にサービスの内容が特殊ですよ。依頼者のほうは、前から議論がありますように、一生に1回か2回依頼するかどうかということですから、非常に予測できにくいんですね。特にアメリカのように、日常的に弁護士さんと接触されているようであれば、それはある程度の相場もわかると思うんですけれども、いわゆる相場というものが日本では全く形成されていない。ですから、将来的には別として、当面の間、何かそういうものがあつたほうがいいのではないかなというのが、私の基本的な考え方だったんですね。暫定的な取り扱いといたしますか、という考え方なんです。だけど理論的には、少し割り切れないところがあるかもしれません。

(フット委員)

アメリカ人であるからかどうかわかりませんが、やはり私はこういうような上限や下限などを避けたほうがいいように思います。アメリカ人は、日常的に弁護士を使っていることはあんまりありません。むしろ私の経験では、アメリカ人でも、一体相場は何なのか全くわからないという点で日本人と一緒にです。弁護士会が一応の基準を設けたことを私は以前からかなり疑問に思っていました。一応の目安は消費者から見て、依頼人から見て確かに望ましいのですが、これ

から市場でいろいろなアプローチが出てくることを期待しています。この時期に、こういうような表現、あるいはこういうようなアプローチをとるのは、一応暫定的なものであるといっても、かなり具体的なものができ上がってしまいますと、かえって、いつまで経ってもそれが動かないという懸念もあるのではないかというのが私の意見です。

(宮本議長)

どうでしょう、吉永委員。

(吉永委員)

私たちが、要は利用しやすいというか、足を向けやすくてあきらめないで済むような方法というようなことで考えますと、例えばそちらが基準をいくらつくっていただいて、上限・下限が決まってこの価格帯と言われても、私たちがそれを知らなければ何の意味もない。それよりもむしろ、そんなものは全体で決めなくてもかまわないから、自分のケースがこの先生だといくらかかるかと個々のケースで判断できればありがたいのです。例えば離婚訴訟を例にとってもすごく簡単にできちゃって、10万円で十分だろうというところもあれば、ものすごく大変で、何回も何回も足を運ばなければならないケースもある。そういう同じ項目であっても、価格の幅はあって当然だと思うんですね。何か、その議論の方向がちょっとずれていってしまっているような気もするんですね。

ですから、普通なら例えば美容院に入ろうとしても、私たちが入りにくいのは、そこがカリスマ美容師で巧いけど一体幾ら取られるかわからないという場合です。自分の髪の毛を10センチ切ることは決まっているんだけど、それが幾ら取られるのかというのがわからないと入れないのであって、例えば弁護士事務所に、いろんなものが出ていますよね、パンフレット。でも普通の人が入ろうというときに、そのパンフレットを取りに行くことができないと思うんですね。だから、聞きやすい状況、あるいはいろんなところで自分がインターネットや何かで検索ができて、自分のケースの場合はこのぐらいが相場だなという判断がつくと、そこに行ったときに、例えば値段を提示されたときに、自分でそれはちょっと高いかもしれない、ほかのところへ行ったらもうちょっと適正価格があるかもしれないという、そういうような選択ができれば助かるわけです。

だから、例えばこの価格帯ですということをこれから決めていっても、それが頼みやすい方向に即なるのかなと。それよりもすごくいい先生がいて、とても時間が短縮できますから、そのかわり最低いくら以上とか、時間かかりますけれども、ちょっとお安くできますよみたいな、そういう選択肢があると自分に合った弁護士さんをすごく選びやすいと思います。都会の場合の話だと思うんですけどもね。

(宮本議長)

ということは、一般的にこういうのをつくらないで、個別にその事務所で価格を提示すべきであるということですか。

(吉永委員)

事務所の前に立ったときに、ああそうか、自分が入っていいものか、入っても無駄なことか分

かるようにしてもらいたいんです。

(宮本議長)

料金表ですかね。

(吉永委員)

料金表みたいな、料金表としては、それはとてもそこでパシッと、例えばヘアダイいくらみたいにはいかないと思いますけれども、ここからのご相談でいけるのかなというような、ある種わかるようなそういう情報公開の方法というのを考えて、ここで安心価格を設定してしまうよりは、ありがたいかなという気はするんですけれどね。

(柳瀬副会長)

今、各弁護士事務所に報酬表を据え置いて、それを見せなければならないというシステムになっていまして、各事務所とも据え置いてはあるんですよ。ところが、寿司屋の値段表みたいに単純化されてなくて、それがそれぞれ4、5ページに細かい字で書いてあるものですから、なかなか一覧しづらいというところはあると思うんですよ。だから、今おっしゃったような例えば離婚事件とか、民事事件とか、といったようなものだけを表示するというくらいなら可能かもしれないけれども、それがどれぐらいの効果を持つかというのが、若干疑問があります。二國副会長が広島なので後から聞いていただければわかるんですけれど、東京の我々がやっている普通の事務所は、ほとんど飛び込みの客というのはいないんですよ。あそこに美容院があるからぼんち行って、きょうお願いしますと言ってくる人はほとんどいなくて、どなたかのご紹介で来るということなので、相談をした中で、では報酬はどのくらいになりますか、この表を見てこういう規程がありますから、これ見ていただいてご説明しますという形で表示しているのがほとんどで、公示されているところはほとんど、率直に言うと皆無に近い状況かなと思っていますけれども、どうですかね。

(二國副会長)

私は広島なんですけれど、広島は東京よりもはるかに人口が少ないんです。テレビ広告をやっている人はほとんどいません。主に電話帳なんかを見られて私の事務所にもたまに来られる方がいらっしやいます。そういう場合でも大体まず相談から入るんです。離婚にしても何にしても。その中で先ほどおっしゃったように、本当にもう夫婦間で合意ができていて、ほぼ簡単に片づくようなものか、離婚そのものが非常にまだ困難でできるかどうかわからない。あるいは子どもの問題だけとか、いろんなパターンがありまして、そういうのを相談受けながら、それでは事件を受けるときには、大体弁護士報酬はこのくらいになりますよというそういう中での説明になるので、仮に一覧表で簡単な事件10万円、複雑な事件30万円という形の表示をしたとしても、自分の事件がどっちに入るのかということがなかなかわかりにくいと思うんです。

それから、相談を聞かないと弁護士としても、どのくらい費用をいただいたら弁護士の事件処理をやっているかどうかというのは、やっぱり中身を聞いてみないとわからないものですから、一覧表で示すところというのはなかなか難しいと思います。

(吉永委員)

一覧表はちょっと無理だということは、わかっているんです。ただ、実際の費用を事前に予測をするという、その予測する行為というのが普通のものはできるんですよ。例えばどんなお寿司屋さんに行っても、ここは自分が入っちゃいけないところだということぐらいはわかる。それはそこは全部時価ですよとか、いろんな情報がほかから入ってくるからです。でも弁護士さんだけは予測をするための資料とかデータとか、例えば本とかそういうのがなかなかないように思います。

弁護士さんだけは、それこそ自分は本来そういうものに縁があると思っていないで生きていますから、突然ふってわいて縁ができたときに、全く予測が不可能なんですね。だから知りあいのツテを頼って、見当つける。

(山岸事務総長)

この弁護士の報酬問題は、弁護士会という単位であれ、会派という集まりであれ、グループであれ、何十年も議論をしてくてもなかなか解決がつかないんですね。予測可能性をちゃんとしてよというところのご要請はよくわかるわけですね。そうすると、自分のケースはどうなのというふうに予測したいと。その自分のケースとおっしゃるのが、結局10時間で済むのか、100時間かかるのか、これはやってみなければわからないというところがあるものですから、お互いにとって非常に悩ましいんですね。おっしゃった離婚事件で、割合簡単な事件というものと、それから複雑で、両方ががっぷり四つのものは、普通の事件の何倍どころか、10倍、20倍かかる事件もあるということの中で、そうするとそこのところを原価といたらおかしいですけども、何が基本なのかといたら労力と時間なんだけれども、それをどんどん積み重ねていったのではとても大変ですので、やっぱりメルクマールになるものは、一定の幅ですよということで従前の規程があったので、私なんかは個人的には、今頃言うてはいけないんですけども、なんであれがいかんとか、廃止だとか、ルール違反だとか言われたのか。みんな守っていないんですよ。守っていないというところもおかしいですけども、基準でいくところですよ。だけれども、まだ簡単に片づくかもわからないから、当初これだけいただくということでよろしいですかと。ある程度訴訟になって、本格的に証人尋問までいって大変になってきたら、もちろん算出される標準額の範囲内で追加で料金を請求させていただいていいですよということになるので、その労力に応じてやる。けれど、その予測の最初の最高額は出ない範囲でやるというようなことで、そこがまさに予測可能性のぎりぎりのところなんだろうという気はするものですから、こういうご要請というのはとてもよくわかるんですね。

そうでないと、今大手の事務所もやっているし、アメリカもやっていますけれども、タイムチャージでやるしかなくなってしまうので、それは一見合理的なんだけれども、果てしなく時間がかかっていく、あるいはこれは自分は専門ではないから、専門の弁護士をとということになって、それもまたチャージされるということになると、幾らかかるのか全く逆に検討がつかないというようなことにもなる。この弁護士は1時間幾らということは明確です。極めて明確だけれども、どれだけかかるのということは、見当がつかないというところが、私なんか本当にご批判受けるのもわかるし、とってもよくわかるんですけども、説明のしようがないんです。ですから、昔は、

よく病院に行って、私の胃の痛いのがいくらで治りますかと言っているのと同じなようなものなんですよ。単純に神経性の胃炎で薬一服で治るかもしれない。開けてみたら胃ガンで手術をして治るかもしれない。ところがまた養生しなくて、患者がそこから後も飲んだりして1年も更にかかるかもしれない。そういうことが全くわからないところがあるので、こういう場合はこのぐらゐの料金です、こういう場合にはこのぐらゐの料金ですというところで、あとは信頼関係でお話ししてご了解いただいた範囲で請求書を発行していくしかないですよということについては、わかっただけなんです。ただ、一般論としていうと全然見えないということになってしまふんです。

（柳瀬副会長）

基準があったときは、六法に載っていた時期があったんですよ。だから六法が、みんなが見る本かどうかというのは議論のあるところですけども、少なくとも、だれも見ることができるものに載っていたんですが、廃止した結果、公刊されたものは全くなって、ではそれはどこにあるのかというと、各自自由に定めろというふうになったものだから、各自の事務所にはあるけれども、お互いは全くわからない。行った人しかわからないということにしてしまったので、なお不鮮明になってしまったと思いますね。だから、廃止が本当によかったのかどうかというのは、我々いまだに疑問に思っているんだけど、そういう意味では非常に不便をかけるようになったのではないかなと。だから何らかの基準があったほうが市民にはわかりやすいというのはごもっともな話で、ただ、それが結果として、弁護士のカルテルみたいなことにはなってはいけないというのもわかるので、そこをどうやって調和させていくのかというのは、本当に難しいです。

（長谷川委員）

本当に難しいんですけど、私はよくわからないという軸は2つあると思って、1つは、弁護士さんの中でとても高く取る方から、そんなに高く取らない方までという、そもそもの個別の人の設定基準と、それから自分の事件がどのぐらゐかかるものなのかというもの。2つの軸の両方もわからないから、とても不安になるので、自分の事件がどのぐらゐこじれたりして、いつ解決するものかという、それは本当に始めてみないとわからないところがありますよね。でも、その点については何か例を挙げて、このぐらゐのときには例えば何点みたいなものがあるって、そして弁護士さん個々の幅というか、そういうものが何らかの形で、大体こういう感じですよというのが見えて、そうすると自分は安いところへ行こうか、高いところへ行こうか、多分この辺なのではないのかなとかいうことで、一応基準がわかると思うんです。

（吉永委員）

1つお聞きしたいんですけども、例えばドラマとかそういうのを見ていると、弁護士さんの出てくるドラマとかいっぱいあるんですよ。でも報酬が1つも出てこない。例えば探偵物を見ると例えば金田一耕助が、これをいくらで引き受けましょうみたいな場面があるんですね。ああいうのは、私たちにとっては1つの情報源なんですけどね。弁護士さんがすごく貧乏だとこれは安いんだとか、すごくリッチにしていると結構この人は高く取るのかなとかもってそこら辺の幅

というものを、私たちに間接的にでも伝えていただきたい。ずいぶん私ドラマを見ていますけれど、弁護士さんたくさん出てくるんですけど、全く報酬がいつどれだけ払ったのかという情報がない。だから隠されているとしか思えないんですね。

(中川委員)

やっぱり、さっき副会長言われたように、アメリカの場合はタイムチャージが主として報酬の体系になっているでしょう。ですから、いい弁護士さんはタイムチャージが高いし、例えば1時間500ドル、あるいは800ドル、安い先生は200ドル、300ドルというふうに大体もうわかるんですね。そういう先生に頼むと、さっきの寿司屋の例で言うと、高い寿司屋へ飛び込めばそれは結果もよくなるでしょうと。しかし、いくらかかるかわかりませんよね。だけど時間でずからかかった時間だけずっと払っていく。アメリカなんかでも予算というのがあります。最高限これぐらいでやってくださいなんていうことはよく交渉でやるんですね。ですから、1人あたりのタイムチャージがよくわかるということ、それから予算を設定すれば大体その上限というか、それぐらいで1つの事件を片づけてもらえそうだとわかる。

ところが日本の場合は、さっき言われたように六法全書からなくしてしまったし、個別の報酬体系を各自つくりなさいと。それはやっぱりクライアントから見ると、何の意味を持っているのかがほとんど理解できないわけで、しかも始めてみないと幾らになるかということのも全くわからない。だから始める前には、民事事件だから幾らというのは、簡単なものは幾らというふうに書いてありますけれども、本当にそれでおさまるのかどうかということのもわからない。非常に不透明な状態になっていますね。

(柳瀬副会長)

今は、報酬額の見込みも提示しろということになりましたから、着手金はその着手のときにもらって、この事件が100%成功した場合の上限がわかりますから、依頼するときにはわかるんです。ところが依頼する前、行くまではわからないという、その事務所へ行ってその説明を丁寧に聞くまではわからないという状況が今の状況ですね。

(中川委員)

だから吉永委員が言われるように、頼むほうとしてはトータルでいくらぐらいにおさまるだろうかと、ここが一番ポイントなんですよ。そのいわゆるメルクマールがなくなってしまったというところが問題なんです。

(柳瀬副会長)

頼まれる段階では、日本はタイムチャージ制を取っている弁護士が非常に少ないものですから、着手金と成功報酬の見込みを出せばトータルの額は予測できます。大体我々のいう経済的利益とありますが、100万円貸したから100万円を返せという訴訟であれば、100万円という利益に対して6%とかというふうに決まっていますから、成功報酬は8%とか、だからトータルが14%というふうにわかる。トータルではわかるようなシステムにはなっていると思います。ほとんどタイムチャージがありませんから、一般の事件であればほとんど依頼する段階ではわかるというシステムはでき上がっていると思います。

ところが、行く前はわからない。行って、言われてから高いからやめようというところまで行かないとわからないというようなことになってしまっているわけです。

(中川委員)

ですから、そこを何とかしろとおっしゃっているわけですよね。そこは僕も全く同じ意見です。日弁連がやると公取の問題があるというのであれば、それは第三者の機関が、やり方はいろいろあるでしょうけれど、統計的な処理でもいいし、あるいは労働量なり、あるいはサービスの質なり、量なりそういうものを勘案して、これは別にそのとおり弁護士さんを拘束するものでも何でもないので、参考値ですよね。依頼人に対する参考値として、何かそういうものを共同でつくっていただいたらどうかなと、簡単なものでも、何にもないよりはそういうものがあつたほうがいいだろうという、そんな考えなんですけれどもね。

(宮本議長)

さて、さて、どうしましょう。この最後の3番目の弁護士報酬に関する情報についての取り組み。私たちもA法律事務所へ行ったほうが安いのか、Bへ行ったほうが安いのか、Cのほうがもっと安いのかというのは、本当に行って交渉してみないとわからない。その選択のための情報が何かあればいいし、やはり大体レンジ、これぐらいからこれぐらいまでということがわかればいいと思うんですけれども、それが個々の私たちにはあまり参考にならないと言われれば、そうかなと思うんですけれども。でも吉永委員どうです。ないよりあつたほうがいいと思いますが。

(吉永委員)

それはもちろんそうです。ありようの問題で、だから第三者にはここら辺に下さいよと決めるということの非常に難しさと、問題点があるわけですよね。そのときに、例えば何らかの方法で、適正な価格表示の見本を示す努力をするというのはやっぱり大事だと思うんですね。ですから、適正な価格なのか、標準的な価格にするべきなのか。適正と言われると、またその判断基準が難しくなっちゃうのではないかと。でも自分が何を求めるのか、それぞれの財布の事情なり、状況によって判断する。それにしても標準みたいなものは必要ですね。

(宮本議長)

そうですね。この価格の上限と下限はやめておきましょう。もう少し軟らかい表現に。幅とかですね。今、この3番のところを検討していますが、では、大体こういうふうにして修正しますから、それでよろしゅうございますか。

(中川委員)

目的を1つ入れたらいいですね。依頼人が依頼の前に、何かある程度の予測ができるようなという目的というのをに入れていただくと。方法はいろいろあると思うんですね。

(宮本議長)

そうしますと、これどうですか、私が修正してもう一度皆さんにメールを送ります。それでよければ、また修正があれば返していただきたいと。それが皆さんの意思として決まりましたら、日弁連に要望書として提出することにします。

(3) 弁護士任官の推進について

(宮本議長)

それでは、第2のテーマに移ります。前回からの継続テーマであります、弁護士任官の推進について、先ほど柳瀬副会長からお話がありましたように、ビデオを皆さんにご覧いただきたいと思っております。

(ビデオ上映)

なお、ビデオについては、日弁連会員用ホームページから、

「日弁連ライブラリー」「ビデオライブラリー」「ビデオ・ライブラリー・プログラム」「弁護士任官ビデオ」「市民はあなたの裁判官任官をまっています」の順にクリックいただければご覧いただけます。

(宮本議員)

それでは、議論の前にフット委員より、アメリカにおける状況及び日本に対する希望、ご意見等ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(フット委員)

準備する時間もほとんどなく、自分のこれまでの経験などに基いた話になりますけれども、アメリカにおける弁護士任官の状況というよりも、アメリカはそもそもキャリア裁判官制度は存在しませんので、すべては弁護士任官というよりも、むしろ法曹一元であると理解しています。日本に来て最初に法曹一元という言葉聞いた時分かりづらかったのですが、日本で使われている法曹一元は、アメリカの法曹制度に近いイメージなのではないかと私は理解していますが、法曹から法曹外への流動性、例えば企業の経営、弁護士から企業の経営、また企業の経営から弁護士にというような流動性もあり、また法曹内もいろんな形での流動性があります。検察官から弁護士などといういろんな流動性も多いんですけども、その1つの例として挙げられるのは、この前引退を表明したオーコーナ(o connor)最高裁判官ですが、ロースクール卒業後、まず検察官、その後法律事務所、プライベートプラクティスに入り、さらにその後州の地方省の長官、州議会の議員、または州の裁判官を経て、最高裁の裁判官になっているわけですので、様々な行政府も立法府も経験していますし、そういう例はたくさんあります。ですから弁護士から裁判官というよりも、様々なキャリアを積んでから裁判官になるというパターンは、アメリカでよく見られます。

先ほど、キャリアの裁判制度は全くないとお話ししましたがけれども、一番近いのは、あるいはロークラークの制度です。ロークラークの制度は、日本で一番近いのは最高裁の調査官の制度ですけれども、アメリカの場合は最高裁だけではなく下級審、また州の裁判所でも裁判官のスタッフとして、ロースクール卒業したての人が1年ないし2年ぐらいその裁判官の手足となって、場合によってはその判決の素案づくりなどの仕事もありますけれども、調査をしたりするような仕事ですが、それはあくまでも1年ないし2年ぐらいのポストです。

連邦に加えてほとんどの州の裁判所などもそういうような制度をとり入れておりますので、相

当な数にのびります。例えばハーバードロースクールの卒業生の約25%は、ロークラークになったり、私の所属していたワシントン大学ロースクールの卒業生の15%ぐらいは、そういうロークラークの経験を積んでいます。私もロークラークでしたけれども、確かにそういうロークラークの経験をすれば、先ほどのビデオに出てきたように、裁判所の魅力というのがよくわかります。裁判官の手足となって、本当にやりがいのある仕事です。その元ロークラークが、やがてキャリアを積んでから裁判官になる人もたくさんいます。また、ロークラークは、ロースクールの教員への1つの道ともなっていますので、そういう裁判所を自分で経験している人が教員となっているのは、間接的にはあるいはその学生に対する裁判所のイメージ、イメージアップにもなっているのではないかということも考えられます。ですが、ロークラーク制度は直接的にはキャリア制度でもありませんし、しかもそのロークラーク制度が徐々に普及してきましたけれども、その制度が存在する前から、裁判官は法曹の中のみんなのあこがれの職業であったわけです。多くの弁護士は、裁判官になりたいという気持ちが非常に強いけれど、今のアメリカにおいては、任命、あるいは選任の制度は、非常に政治的なプロセスになっています。おそらく最高裁の今度の指名はよく新聞に出ますけれども、最高裁だけではなく、連邦の下級審も政治的な色彩が非常に強いのです。州の場合でも、確かに29の州は選挙制度をとっています。ですからまさに選挙活動を行ったりする必要もあります。選挙制度を設けていない州でも、例えば選任委員会などを設けたりしまして、もちろん弁護士会の審査制度もありますし、ほかにも例えば環境団体の審査制度などできびしい審査のプロセスを経なければなりません。先ほどのビデオには、任命の過程の待っている間のストレスの話も出ましたけれども、アメリカは非常にストレスがたまるはずで、場合によっては、連邦の下級審でも1年間ではなく、2年も3年も待たされる人もいます。しかもその間はいろんなこと、自分のプライベートな話はずいぶん公表されて、徹底的に調べられるわけです。それでもあえてなりたい、あこがれているということです。それはなぜなのかということですが、別にお金の面ではありません。特に法律事務所から裁判官になるのは、むしろ低額になることが多いわけです。今度指名されたロバーツ裁判官は、法律事務所のときは年間100万ドルもらっていたんですが、確かに裁判官は10何万ドルですので、ですから給料の面ではありません。確かにプレステージという面は非常に大きいもので、アメリカのコモンローの制度において、学者よりもやはり裁判官は有名人であるということでもありますが、また、社会的な責任といいますが、その責任感からして裁判官になりたい人も多いように思います。

私なりに日本と比較した場合、いくつかの要因が大きいように思います。それは受け入れる側、裁判所側の要因と、あとその送り込む側というのか、それは法律事務所側の要因もありますけれども、まず、その法律事務所側からしてアメリカの法律事務所、特に裁判官が出るような法律事務所は、大手の事務所からの人も多いんですけれども、ああいう大きい事務所はやはり大きな組織です。もちろん自分の依頼人との関係も大事ですけれども、大きな組織の一員でいろんな形で束縛を受けているわけです。ですからある意味では、自主性がありますけれども、かなり組織面も気にしなければならないことが多いんです。

ですが、逆に裁判所の方は任命の制度、選任のプロセスは大変ですけれども、特に連邦の場合

は、まさに終身雇用の制度です。定年は全くありません。しかも歳を取ってから、シニアステータスと言われて、中には90歳代まで、自分から辞めない限り終身のポストです。しかも日本と違って転勤も昇進も全くありません。中には例外的に、今回のロバーツさんみたいに下級審から最高裁へというのはありますけれども、そういうような場合は昇進というふうに考えられていません。むしろ、全く新しい任命のプロセスでもありますし、そういうケースは例外的です。ほとんどの裁判官は、ずっと同じポストで、ずっと同じ場所で、任務を全うするわけです。昇進を目指している人にはそういう可能性はありませんけれども、逆に昇進を全く気にしなくても済みます。しかもチェック機能はほとんど働きません。一旦任命されたら、その後はほとんど外からのチェックを受けずに、自主性が非常に高いものではありません。これは別に司法の独立という話ではありませんけれども、自分としては本当に自分の好きなようにできるという面が非常に強いのです。日本のように単身赴任の心配もありません。また、人事部などのこと全然気にしなくて済みますので、しかもずっと同じ場所で裁判官となりますけれども、中には20年、30年もずっと同じところですが、そのコミュニティにおいては、それこそ尊敬された人物ではありますので、そういった様々な意味では、非常に魅力的な仕事ではあります。

逆に日本のことを考えますと、確かにだんだん大手の事務所が出てきていますし、10人、20人になればあるいは、3、4人だけの共同事務所でもいろんなプレッシャーはあるでしょうけれども、アメリカのような何百人もの大手の法律事務所の組織の一員というようなものから考えますと、まだまだ日本の弁護士は自主性があるように思います。また、逆に日本の裁判所の大きな組織において転勤もあり、昇進のことなども気にするわけですので、そういった意味では両面、受け入れる側と送り込む側の管理状況が違ってくるように思います。

ちなみに、最後に2点だけですけれども、そういうチェック機能は、アメリカの場合はほとんどないという話でしたけれども、確かにアポイントメントの過程は非常に厳しいチェックが行われていまして、いろんな審査などを経ていくわけです。しかも弁護士任官というのか、かなりのキャリアを積んだ後ですので、もうすでに20年ぐらいのトラック・レコードができていますので、それから大体判断できます。この人は別に怠けるような、任命されていたら怠けるような人ではないなどということはわかりますが、ただし、中には確かにそういう人もいます。ですが、そういう場合は、あるいはマスメディアの報道で幾つかの非公式なメカニズムもありますけれども、公式なチェックメカニズムはなかなかありません。

また、日本の場合は、転勤などがなければずっと同じ場所にいるとすれば、癒着が出てくるのではないかと、あるいはローカルバイアスが出てくるのではないかとというような懸念もありますが、確かにアメリカでもそういう懸念は存在しないわけでもありません。しかし、アメリカの考え方は、かえってプラスの面が多いように考えられます。大抵裁判官は、その地元の人です。地元出身で、優秀な人で、あるいはハーバード、イェール等の大学を出て、また地元に戻ってきたような人たちも多いのですけれども、そういう地元の出身の人であるからこそ、土地柄がよくわかります。その辺の人間関係もよくわかる人で、しかも地元出身の人であるからこそ、信頼される面があるように思われています。この人ならよくわかる。この人がこういうような判決を下すなら、

それは仕方がないと思われるわけです。私がいたのは連邦地方裁判所でしたけれども、裁判官は民衆・政府に対してかなり強い発想、確かに中には州政府に対して、何十億ドルの判決を下しました。州全土の3分の2ぐらいの土地は、インディアン族は200年前の条約で、そのインディアン族は所有権を持つというような判決を下しましたけれども、ずっと彼は地元の人で信頼できる人であったので、むしろそういう判決がおりてから州政府は、その裁判官がそう言うならこれは仕方がないというふうに考えたのです。上訴しないで、何か政治的な解決を打ち出したのです。ですから、アメリカの場合は、そういう地元出身の癒着の心配もあるかもしれませんが、そのプラス面はずっと多いように思われています。以上です。

（宮本議長）

どうもありがとうございました。アメリカと日本は、システム的にもずいぶん違いますが、聞いていまして思った一番の大きな違いは、日本はあまり裁判官になりたいという人が多くない。だからこそああいうビデオがつくられて、会長が弁護士さんたちに呼びかけをされているのだと思います。アメリカは逆にそうではないというのが、一番大きな違いかなという気がしました。いずれにしても、中村弁護士がお越していらっしゃると思いますので、ビデオの感想も含めて何かご意見があればご発言いただければと思います。

（清原委員）

ただいまビデオを拝見しまして、改めて司法の機会で多元的な役割を経験される方が出てくるということ、あるいは複眼的なものの見方を司法の現場でして下さる方が、弁護士さんの中から任官されるということで、より顕在化してくるといって、大変意義を感じました。特に、一般の私たちというのは、裁判というと特に刑事裁判を思い浮かべて、そして何らかのその実刑判決とか、そういうのが出て、白黒はっきり、有罪・無罪をつけるというようなことを想定しがちなんですが、私が市長になって体験したのは、行政訴訟とか、あるいは民事の裁判の中で、裁判官の方が例えば調停とか和解とか、そういう形で極めて多元的な立場を尊重しながら、前例に固執されず、そのケース、ケースごとにある要因をつまびらかにして、そして望ましい解決方法を出していきたい、そういうことも大変裁判官の中の重要な仕事であるということです。ある場合には判断をするとともに、当事者たちが決断をしていくためのコーディネーターとか、特に和解のときには、大きな役割があると思います。私も当事者としてこの春に和解を複数の自治体で行うというのを経験をしたものですから、よりそういうことを感じました。ですから、いろいろな立場の相談者・クライアントに対して接してらっしゃる弁護士の方々の経験が、本当にこの任官の中で裁判官として生かされるのではないかなと思ったんです。

ただ、ちょっと裁判官になられた方が誇張しておっしゃっていらっしゃるのでも、それをあまりに真に受けてはいけないのかもしれないんですけども、なんか弁護士さんよりも裁判官のほうが面白いというような印象をビデオでは受けてしまったので、逆に弁護士の方の中から任官される方がふえたとしても、弁護士という職の持つ意義とか、役割について、言うまでもないことないんではないかと、改めてそれもまた強調してバランスをとっていただいた方がいいのかなと、余計な心配をしました。

そこで、1点だけご質問をしたいんですけども、弁護士の経験が生かされた場合で、かなり共通にこれは弁護士であったことが、裁判官になったことで意義あるのだと大方の方が言われることはどういうことなのかということと、逆に弁護士と違ってやっぱり裁判官の立場になると、これは弁護士の経験だけでは乗り越えられないので、やはり何か強調して事前に任官される方には、こんなところは留意したほうがよい裁判官任務を果たせるのではないかというような、そんなことがもしありましたら教えてください。そういう点がないようであれば、弁護士さんイコール裁判官で全くオーケーなんだと思うんですが、何か、これはやっぱり裁判官の経験をしてみると違うよというようなところがあれば、お聞かせいただければなということです。よろしく願いします。

(中村弁護士任官等推進センター事務局長)

大変いい質問をいただいたのですが、1つは、今の段階は裁判官といえばキャリアから来られた従来の裁判官が2千数百人いて、弁護士任官者は退官した人を削って現役でやっている人というのは50人ぐらいしかいないでしょうね。だから、2千数百分の50しかいない段階で、私たちは弁護士任官者をもっとふやして、裁判所の中の雰囲気も変える、裁判官に対する国民のイメージも変えてもらう必要があると思います。推進を一生懸命しようというときに、それで裁判官の魅力も一生懸命語ってもらっているので、今はまだそういう時期だと思います。

逆に我々が今まであまり裁判官の魅力を知らなかった。さっき、フット委員が言われたように、やっぱりアメリカのロークラークというので、裁判所の中をのぞいて裁判官の仕事の魅力なんかを国民が結構見ている、知っている。けど日本の場合は、そういう機会がほとんどないわけです。だから、日本人たちは、裁判所の情報を知らない。裁判官も情報を出そうとしない。そういうことで来たのであんまり知られていなかった。けど、こうやって任官者が入っていく、弁護士から任官した人が今度外向けにいろいろ情報を出してくれるようになると、我々が抱えていた暗いイメージばかりではないんだと、もうちょっとプラスの評価ができることもたくさんあるんだというお話は、それは真実を一面語っているんだろうと思うんです。誇張しすぎと言われると、ちょっとあれなんですけど、今はそういうことで、弁護士仲間にもっと裁判官の魅力を伝えなければ任官者がふえないだろうということで、そういう場面にかなりスポットをあてていることは間違いないんですが、そういう時期だろうと思います。

先ほど言われた、裁判官になって、弁護士の経験が生かされる部分というのはどういう部分か。裁判所のほうも結構期待されているようですけども、当事者を調整する能力とかそういう点で、多分弁護士任官者は和解がうまいのではないかと期待されていて、調停とかそういう場面に期待はされているようです。通常任官のほかに、非常勤裁判官制度というのさっきビデオに出ていましたが、あれはまさに調停の場面で調停官、非常勤裁判官という名の調停官になってもらって調停を仕切っていく、そういう役割を弁護士に担ってもらうという制度で、今60人ぐらい活動してまして、この10月に32名行くと90人ぐらい全国でそういう人たちができます。

この人たちのまた副次的ないいところは、たった週1日にしても裁判所の中をのぞいて裁判官

の仕事をしているうちに、これはなかなか面白いなと、この際一気に通常の裁判官になってしまおうという人が出てきているんです。最高裁もこの非常勤裁判官制度をつくるときに、そういう目論見もちゃんと持っていきまして、制度構築としては調停をうまく弁護士経験を活かしながらやると同時に、通常任官への橋渡しにもなるという位置付けでこの制度＝非常勤裁判官ができて一年半経ちましたけれども、つい最近、その非常勤裁判官で週1日行っている方のうちから3名ほどが、では通常の裁判官になりますと、手を挙げた方が現に出てきているんですね。これからもやっぱりそういう方が出てくる。その3名の中の1人は、裁判官になる意思はもともと全くなくて、非常勤裁判官になる意思が特になかったんですけれども、まわりから説得されて、行ってみたら意外に面白かったというので、通常の裁判官まで手を挙げられた。やっぱり中に入って知ってみると、いろいろ人間も変わるんだらうと思うので、日本の場合もっと先ほど言われたように、まさに流動化といいますか、弁護士もあちこちのぞいていろいろ知る、裁判官もあちこち行くということが必要だらうと思います。

今、裁判官も判事補の他職経験というので弁護士事務所逆に2年研修に来る、弁護士経験を実際にしてもらおうという制度ができて、これは今年の4月からスタートしたんですが、その人たちもこの間6月に司法シンポジウムをやりましたら、経験談を語られたんですが、彼らもやっぱり知らなかった弁護士のいろんな経験、苦労、いろんなことを知って大変勉強になったと。まさに流動化による効果が双方向に出てきているんだらうと思います。

そういう意味では、本当に企業の外と内でもそうだし、法曹の中でもいろんな流動化がこれからなされて、やはり本当に国民の納得するような判断をする、そういう人たちが育っていくんだらうというように思います。

(清原委員)

今お話を伺って改めてビデオは成功だと思うのは、私はやっぱり、自分は弁護士ではありませんけれども、裁判官の仕事ってやってみたら大変やりがいがありそうだなという感想を持ちました。それから、もう一方で先ほどおっしゃったように、私は弁護士の方にとって裁判官への道を知ることによって、裁判に対してまた新たな面が開けるだけではなくて、おそらく裁判官として最初から任官された方が、弁護士から任官された方と出会うことによって、大変影響を受けていらっしゃるだらうなということが容易に想像できるので、今度は裁判官の方にも弁護士任官の方と合議制でなされた経験などについて、インパクトとか、そういうのを伺うとよりよいのかなという感じはしました。

(中村弁護士任官等推進センター事務局長)

貴重なご意見、ありがとうございました。

(宮本議長)

はい、どうぞ、土屋委員。

(土屋委員) ちょっと話が飛んでしまっただけなんですけれども、前々から例えばアメリカの法曹関係の方とか、ヨーロッパの法曹関係の方とかをインタビューとかしていきましてよく感じるのは、日本の法律家とずいぶん公共性の意識というのが違うんですね。だからインタビューして

いて話が通じないところがあるんです。つまり、アメリカでもそうだし、ヨーロッパでもそうですけれども、法律家のまず最初に頭にあるのは、公共の利益ですよね。自分が利得を図るとかそういうことではなくて、何が社会全体の利益になるんだらうということをまず考えて、それが頭にあって動いているという感じが僕は非常に強くしました。だから、そういう意識というのはどこから生まれてくるのかなと思って、よくわからないですけれども、日本の法律家にもっとそういう意識がほしいなと思うんですね。弁護士は弁護士の利益のもとに、検察官は検察官の利益のもとに、ガチンコで勝負をしている意識が非常に強くあったのが今までだと思うんですよ。そこからもう一步脱皮して、社会の人たちの利益になるために自分たちが何をしたらいいんだらうと考えてほしいなと、前々から思っているんですね。そのために弁護士任官制度というのは、正直言って、非常にきっかけをつくる大きな制度であると僕は期待しているんです。そういう状況から考えますと、この今の任官の数というのは本当少ないし、寂しい状態だなと思います。

今のビデオにあったみたいに、弁護士さんがどんどん裁判所の中に入って、実際に判断者の役割、調停者の役割をやることによって、これは公益にかなうか、公共の利益が何かを見定めて判断を出せるように、自分の弁護士という立場からちょっと離れた大所高所に立った判断をしていく、そういう感覚を自然に養うというか、そういう場としてもっと見直されていいんじゃないかと、そういう訓練が日本の法律家って足りないということをもものすごく感じましたね。特に弁護士以上に足りないと思ったのは検察官ですけど、日本の検察官というのは国益だとか、自分たちの利益みたいなことばかり考えている。特にヨーロッパ、アメリカの検察官はそういうところからちょっと離れていますよね。場合によったら無罪になっていいと。そのほうが社会的な正義を実現するためには、これは無罪でしょうがないと平気で言います。これはびっくりしました。

アメリカで昔、無罪になった事件を担当していた検察庁の検事正が非公式発言しましたけれど、これは有罪だと思うが、証拠を見れば無罪になっても、しょうがないと言いました。そんなことは日本の検事正は口が裂けても言わないでしょう。実際そう思っている。でも、それはしょうがないと。そういう感じというのが日本の法律家はもっと持ってほしいなと思いますね。そのためには大いに任官に手を挙げていただきたいと思います。

それで、私もずっと最高裁の中でいろいろ話を聞いていて感じるんですけど、最高裁はずいぶん意識が変わりましたね。感触が変わりました。ほんの2、3年前までは、非常に堅くて、弁護士任官だなんていったって、有り体に言ったら、最高裁として使える弁護士さんがどのくらいいるだらうという不信感を非常に強く感じたんですけど、今はそうではないですよ。どんどん来てくださいと、むしろ足りない。裁判所のほうでは、例えば裁判員制度なんかが始まるように、これまでみたいな俺たちが判断者だということで判断する、そういう立場でやればいいんだという、そのことだけ言ってたのでは回らない。場合によったら裁判員になる人の意見を聞き出し、積極的に話をまとめていかなければ結論さえ出せない。そういう状況が目の前に来ているわけです。彼らはそういう能力を弁護士さんに求めるんですね。だから、本当に来てくださいと今言われます。本当にだれとは言えませんが、何でもっと弁護士さん手挙げてくれないん

だろうと、僕なんか言われますね。そのぐらい向こうは待っています。

それから家事調停官、民事調停官もそうですね。それも本当にもっと手挙げていただきたいと。だけど、ビデオにあったとおり、どうやったら手を挙げられるかという条件づくりこそが難しい。私は、今ビデオに出てきたような公設事務所を、それを1つのそういう場として機能させていく、充実させていくことが、まず必要だと思います。

それからもう1つは、これからできるであろう司法ネットです。日本司法支援センターの全国各地の事務所の中で、そういう弁護士任官から終わった方が、常勤として働くようなシステムづくりというのを積極的につくっていく。すぐにはできないですけども、10年経てばおそらくそういうことができている。そういうことも見据えて、ぜひやってほしいなと思いますけれども、今からそういう受け皿づくりをもっと積極的にしていただきたいと思います。

(吉永委員)

はじめて拝見させていただいて、これは私は弁護士さんという立場ではないので、おそらくこれは弁護士さんのためのビデオだというふうに思います。だから一般の私たちが見ると、やや違和感を感じますね。というのは、結局なぜこの任官制度があるのかという、これは私前回欠席をしてしまったので、議事録を拝見した意見なんですけれども、やはり裁判所に市民の感覚を反映させるためにという姿勢の一連の司法制度改革に共通する精神の下にということですよ。それに対して動いていないものがある。本来なら一番動かなければいけないところがどうしても動かないので、裁判官は面白いですよというような形で弁護士さんを引きつけようとしている。それが裁判所に市民の感覚をという目で見ると、違和感を感じるということなんです。

実際に拝見していると、やっぱりこういうプラスの面があるんだというのは非常によくわかりました。けども、プラス面を語って引っ張っていますから、マイナスの面はちらっとは出てきていますけれども、おそらくそこに出ている、10年やってこれというのは、制度としての進捗状況というのは非常に遅いというふうに感じます。民間の企業なんかでこういう企画を出して、10年間でこれだけの成果だったら完全にこれ失敗になってしまいます。これはVTRはこれでいい。けども、おそらく本音の部分で、マイナスの面が色濃く伝わっちゃっているんだと思うんですよ。その部分を実際に表にきちっとその補填をしていかなければいけない。本来は、すでにもうできていなければいけないんですけども、これから早急にしていかなければいけないんだろうなと思います。

やっぱり進まない理由って何だろうなと思うんですね。ちらっと、VTRにも何回か雰囲気としては出ています。確かに弁護士さんが入ることによって、裁判官に対する影響というのはほしいですよね。そのことで、市民の感覚が代表者として反映されるわけですから。ただこれだけの人数がちびちびという感じだと、実際にはキャリアシステムの中で、官僚的に規制されている巨大な集団の中にぼつんぼつんと弁護士さんが入ってくる、そこでの苦勞もあると思います。そういう面をどういうふうにしたら、少人数で突破できる某かの補助的な機能を何か入れ込まない限りは、非常に虚しい闘いになってしまう可能性もありますよね。その部分の補填をどういうふうにしていくのかなというのが1つ。

それから表立って出てこないけれど、収入の差というのも結構あるのではないかなという気がします。やっぱりそこにアメリカのように、それが人間的に尊敬されるというようなそういう土壌があれば、そのことで十分補填されますけれども、裁判官になったからといって別に日本では全然尊敬もされませんし、そういうことを考えるとやっぱり弁護士さんとして、市民の側にいるほうがお金の面もプラスだし、気分的にもプラスだという状況の中で流れを大きくするのは難しいかもしれません。そのこのところの何か補えるものがあるのかどうかということが1点。

それから、後でもう1回戻ったときの身分保障というのは、やっぱりずっと築き上げてきたものが10年間ぼんと飛ばされたときの不安って、また一から出直すのかということの不安ですよ。これはどういうふうな形で支えるのかということが1つ。応募から推薦から決定までの間の期間はやっぱり長いですね。応募するのにやっぱり整理をしなければいけない部分がたくさんあると思うんですよ。姿勢を見せるためには、お客さんを切る覚悟をしていかなければいけない。その後で推薦をもらって、さらにすごく不安だとおっしゃっていますね。その4か月間、推薦から決定までの間、すごく気持ちわかりますね。その後もし駄目だと言われたら、どうすればいいんだということがあると思うんです。推薦をしたのに、決定に至らなかったケースがどのくらいあるのかわからないんですけど、その際はすごく自分の思いが傷つけられますし、ではなぜ自分が不採用なのかという理由がわからないと、弁護士さんとしてもやっていけなくなってしまいうんじゃないかという、その辺のことが実際にはどういうふうになっているのかというのが、1つの疑問であります。

今やはりこういう裁判所に市民の感覚をということであるならば、先ほどちらっと最後におっしゃられたんですけども、判事補を弁護士さんという、この双方向のものがすごく大事なわけで、これも10年後にやっとこっちが動いたということだと、ここが両輪になるのかと思うんですね。だからこれを機に、やはりこの交流というものがお互いに影響しあえる規模まで、あるスピードを持って駆け上がらないとなかなか難しいし、ほかの司法制度の改革とその基本的な精神が合致していかないと、私たちに法曹サイドの本音、本気というものが伝わってこない、司法制度改革全体にも支障を来すような問題かなというふうにはちらっと思いました。

(中村弁護士任官等推進センター事務局長)

最後のほうのお話からしますと、確かに今、裁判官とか検察官も他職の経験をしろということで、弁護士事務所に入ってくるというんですが、出す側が人数を非常に限っているんですね。全国で1年間に裁判所から判事補が弁護士事務所に来るのは10人。検察庁から弁護士事務所に来るのは3人から5人というこの程度しかよこさない。それで、検察庁とか最高裁の言い分は、今の2000人ぐらいの人数で全国の裁判をやっているのに、あんまり穴をあけられないと、出せない。逆に弁護士任官がどんどん来てくれないと、そっちに送り込めないと、バーター的に言われていまして、弁護士会も非常に辛いところがあるんですけども、確かに両方がわっとふえないと、今のようなちびりちびりがしばらくまた続くのではないかというように思います。

それで、ふやす方策、なぜ弁護士任官が進まないかということで、従来長いこと、弁護士会も取り組みをしながら悩んできたんですが、それは今までは、一本釣り方式で、お前やれという調

子でやっていて、口説き落として引っ張り上げるというようなやり方で、4、50人まで何とかこの10年間で確保してきたんですけれど、それではやはり限界があるということが見えてきて、先ほど言った公設事務所だとか、非常勤裁判官の制度とか、さらには司法支援センターだとか、こういう今回の司法制度改革で新しくできたシステムをうまく回しながら、弁護士任官という富士山への登山口が、非常勤もあれば、公設事務所もあれば、司法支援センターもある、そういうところからみんなが山へ登れるようにという環境づくりが、今やっとできつつあるところで、これからこれが回っていけば、例えばさっきビデオで遠野に行っている若い弁護士が言っていましたけれども、彼らはもう最初から弁護士任官するつもりでいる。そのために弁護士を数年経験する。それで都市型公設事務所において地方の過疎地の公設事務所に行って、まだ戻ってきてそれから任官すると、ちゃんともうコースを決めているんですね。そういう若い人たちが今東京の公設事務所には、7、8人もうすでにいるんですね。こういう公設事務所が全国に幾つかぼつぼつできてくれば、そういうところから何十人レベルの人たちが数年後には、もう黙っていても出るようになるという装置は、ようやく今弁護士会側もできたという感じがする。

それとさっき言った非常勤裁判官の制度も、私はこんなに早く手を挙げる人が3人も出てくるとは思わなかったんですけれども、もう早速出てきておりますので、やっぱり中へ入ってみてそういう経験をすることの影響は、非常に大きいと思います。今のところちょぼりちょぼりだったんですが、あと数年お待ちいただければ、ドッとまとまった数が出てくる時代が来ると思います。

(中川委員)

これちょっと意見でも何でもないんですけれども、あのビデオは大変よくできていますよね。あれを見ていると、どうしようかなと思って迷っている人、俺ひとつやってみるかな、という意味では非常にピーアール効果は高いし、ずいぶん苦勞されておつくりになったんだと思いますよ。さっきフット委員が言われたように、日本はちょっと土壌が違いまして、裁判官と弁護士というのは同じ法律家なんだけれども、何か別の職種に捉えられていますよね。ですから、弁護士が裁判官になるということは、会社でいったら脱サラみたいな感じなんですかね。別の世界で裸一貫から始めるというような、何かそんな感じになって、私も実はフット委員と2人で、第二東京弁護士会の任官の面接委員にやらせていただいています。もう1年半ぐらいになりますかね。最初はものすごい人がいっぱい来るから忙しいですよというお話だったんですが、実際は年に2回とか3回、ちょっと拍子抜けの感じはしているんですよ。

ですけど、よく考えてみますと、それはむしろ当たり前でありまして、さっきのビデオみたいに、なるという強い意志を持っておなりになった方は、脱サラした後もハッピーですよ。これは間違いなくそうだと思うんです。だけど、そういうモチベーションがなかなか起こらないと思うんですね。現に事務所を持っておられて、そこでたくさんのクライアントを抱えて、もう20年も30年もお仕事された方が、その職業を変えるというのは、現実問題としては、なかなかこれはならないと思います。

ですから、中村先生もちょっと言われたように、これは時間がかかると思います。法科大学院

その他で学生がふえてきて、いわゆるローヤーがたくさん出るようになったら、少しずつ変わっていくとは思いますが、急激にこれを変える仕組みというのは、そう簡単にはできないと思うんですね。

ただ、1つだけ、これはどうかと思いますのは、さっきフットさんも言われましたが、アメリカの場合は、リボルディングドア、回転ドアなんですね。だから全員弁護士からスタートして、裁判官になるよりもむしろ政府の役人になったり、学校の先生になったり、それからまた弁護士に戻ってくる。それでしばらくやって裁判官になるとか、社会的にリボルディングドアというものが非常に当たり前といいますか、キャリア形成の上ではこれはいいことだとされているわけですよ。日本の場合にはそういう雰囲気はまだちょっとありませんね。

ただ、ちょっとさっきお一人言われていましたよね。10年間任官をして、そしてまた弁護士に戻ってきたと。ああいう方を僕はふやすべきではないかと思うんですよ。そうすると、私たちの目から見まして、おそらく裁判官あがりの、あがりということとちょっと御幣がありますけれども、弁護士さんというのはちょっとひと味違いますよね。非常に判断が的確で、しかも法律的な素養があるということなんですかね。きちんとした判断、ビジネスセンスのある方も結構多くて、裁判官出身の弁護士さんというのは、かなり評価が高いですね。

ところがそういうことが一般にはなくなって、数が少ないということも1つあるんですかね。だから、弁護士会としても、そういうキャリア形成というものを少し力を入れて、ピーアールしていただいて、市民の側といいますか、使う側としてはそういういろんな経験をされた人が評価が高くなりますと、高くなるはずだということですね。実際にそういうことのほうが望ましいわけですね。弁護士さんの活躍の場も広がるわけですし、経験的にもいろんな知識とか知見を高めていかれる。いいことなんですから、キャリア形成ということを少し考えていただくのがいいんじゃないかなということ。あまりにも日本は硬直的でして、このラインかこのラインしかないと思います。ここは細い吊り橋が架かっていて、非常な覚悟で渡らないといけな。戻ってくるのは大変だというのは同じ法律を仕事とする者として、ちょっと硬直的ではないかとそんな感じがいたします。

(土屋委員)

補足したいんですけど、やはり今、中川さんおっしゃったように、こういうリボルディングが可能になるようなシステムをつくるのが大事だと思うんですね。それは、私、もし片山委員がいらっしゃったら、ちょっとご意見伺いたいなと思ったんですけども、例えば弁護士任官して、割と若い方が任官して10年の任期を終えて弁護士になろうといったときに、何の足がかりもなく戻れない、弁護士事務所も開けないというそういうあたりが、今の状況だと確実にあるわけですから、手を挙げられないと思うんですよ。そのときに、先ほど言いました日本司法支援センターだとか、そういうものが受け皿になるかもしれないし、ひまわり基金の弁護士、公設事務所が受け皿になるかもしれない。そういう意味で整備していただきたいと思ったんです。

もう1つぼやっと考えていたことがありまして、それは一種の法律事務所開設資金貸与制とか、そういう制度が法的なものとしてもできれば、例えばある地方の裁判所で10年裁判官やって、

自分はそこで勤務した結果、この土地いいなと思ったと。それで弁護士さんたちと顔なじみになった。ではこの土地で弁護士になって、また任官した後、弁護士として仕事をしようと思ったときに、今の状況だとどうしようもないわけですよね。そういうときに、一定期間その土地で事務所を開けるための資金を援助する。そういうような制度が公的な予算の中でできるかなとなると、これは難しいでしょうけれど、そんなことを自治体として考えたっていいと思うんですね。司法過疎を改善するために、弁護士に定着してもらおうという選択が自治体として必要なんだと、そのためにそういう制度をつくることだって可能だと思いますよ。そういうようなことを弁護士会として働きかけていくような作業をしていただいてもいいんじゃないか。そうすると、若い弁護士さんからも手が挙がってくるでしょうし。どうなるかわかりませんが、考えていただいたほうがいいと思います。

(柳瀬副会長)

過疎にはあるんです。

(土屋委員)

ひまわり基金の、あの応用版みたいな形ですね。ひまわり基金の法律事務所開設のためにだけじゃなくて。

(柳瀬副会長)

定着型のものもあるんですが、今おっしゃったような形ではありません。

(土屋委員)

それは自治体も巻き込むような形で、できたらいいんじゃないかと。

(長谷川委員)

私は下級裁判所で裁判官指名諮問委員会というので、たくさん来るからとか言われながらあまりない。2つネックになっているのがあって、1つは伝統的、精神的な運営、あまりにも裁判官と弁護士というのが違う形で成り立ってきたし、流動性が全然今までなかったし、それで最高裁というのは、自分たちこそがその柱だというのがすごく強かったですね。だからそこで私は一般規則制定諮問委員会のときに、どんどんいろんな人が途中から入ってきて、途中から出ていくそういう流動性のあるシステムにしなければいけないでしょうと言ったら、なんか、冗談でしょうみたいな、そういう反応でしたけれど、2、3年経ったら、それもそうですよねというふうになってきたから、精神文化みたいなのではやっとな変わりがつあるんだと思います。それはそういう精神的な壁というのが1つと、やっぱり精神論では絶対にいいですよと言ってもやらないから、システムの設置が必要でして、なぜ変わりにくいのかというのは、最初に出ていくときにどうやって事務所の整理をするかということと、戻ってきたときにそれがあるか、これが2つの一番切実な問題だと思うので、ここでどのぐらい支援してあげられるか、どのぐらいそのところがハードルが低くなるかということと、具体的に何と何と何がネックだということを本当に見極めて、そしてできるだけ支援するような体制を早期に整えるというそのシステムをつくるということが必要であると思います。

(宮本議長)

ありがとうございました。もう時間になってしまいました。

(フット委員)

ちょっとだけいいですか。中川委員と同じ二弁の弁護士任官推薦委員会を経験しているので、先ほどのビデオは非常によくできていると思っていて、ぜひコピーいただいて学生に見せたいとは思っています。また、実はこの前、中村先生の紹介で弁護士任官の渡辺裁判官に、私の講義にゲストスピーカーとしてお越しいただきました。2年生にアピールしていくと、あるいは将来的にこういう道もあるというようなことになることを早い時期から念頭においてもらえるのではないかと思います。ところで、先ほどの話で私は不思議に思っているのは、弁護士で裁判所、裁判官の仕事などはよく知らないという話ですけれども、不思議に思っているのは、実務修習の制度を私はあるいは誤解していたのかもしれませんが。実務修習の間に今まで6 か月は裁判所で実務修習しているわけです。何となくアメリカのロークラークまではいかないにしても、せめてインターンシップぐらいの経験をしているだろうと思っていたのですけれども、そういうインターンシップぐらいの経験ですと、その裁判官の仕事もかなりよくわかるし、しかもやり甲斐は十分わかるはずですが、ですから日本の実務修習制度は、どうなっているのかというのは素朴な疑問です。

また、もう1点、アメリカと大きく違うのは、どうも日本の場合は顔のない、名のない裁判官は理想であるとされていて、どの裁判官にあたって必ず同じ判決が出る、しかも裁判官の顔を知ることが、スキャンダルがあるので、むしろ決して望ましくないと思われるようです。逆にアメリカの場合は、顔を知っているからこそ信頼できるという、どういう人が裁判官になっているかみんなが知っているの、裁判所に対する信頼が高まるというような考え方ですが、そういうのは、これから日本の裁判制度は変わっていくだろうか聞きたいのです。裁判員制度の導入もその一環ですけれども、アメリカの裁判所は一般市民の観光地になっています。これから日本の裁判所も、より開かれた裁判所、一般市民が行くような裁判所にしていけば、もっと知名度が高まっていくのではないかと思いますけれども、そういうようなことは期待できるのでしょうか。もっともこのことを裁判所に聞かなければいけないんでしょうけれども。

(中村弁護士任官等推進センター事務局長)

最近では割と有名な東京地裁のF裁判官とかというのが出てきて、あの人のところに行くと難しい事件も勝るとか、今までにない判断が出るとか、だんだん出てはきましたけれども、なかなか一般的にはまだないと思いますね。さっき、司法修習の話がありましたが、今までの裁判所での修習というのは、こいつは裁判官に向いていると思ったら、裁判官にいきなりなれという勧誘はするけれど、弁護士になってから来いという勧誘はまずあり得ないんですよね。だから弁護士任官をしたらどうだというような風潮を、もっと実務修習の裁判修習中にもかもし出すような雰囲気をつくっていかなければいけない。私たちもまた逆に、弁護士事務所に実務修習に来る人たちに、最近ではようやく、しばらく弁護士やってからお前任官したらどうかというような弁護士任官へのコースを説得しだしているし、それから新人弁護士を募集するときに、将来弁護士任官の意志のある者ということで募集する事務所もだんだん出てはきているんですね。

だけど、やっぱり今まではなかなか、ある程度10年ぐらい弁護士経験を積んでいる人たちが修習していた時代というのは、まず弁護士任官というコースというのは頭の中に入らない、そういう実務修習しかやってこなかった。これも時間がかかるかもしれませんが、これから少しずつ変わっていくだろうと思います。

(宮本議長)

私も1点だけ、手短かに質問したいのですが、私と中村先生は、市民運動、消費者運動と一緒にやっています、中村先生はリーダーなんです。もし、先生が裁判官に任官されたら、そういう消費者運動は続けられるのでしょうか。

(中村弁護士任官等推進センター事務局長)

今と同じようには、多分無理でしょうね。

(宮本議長)

それじゃ困りますね。それで結構です。もう時間がきましたので、これで、この件はどうしましょう。きょうの話をまとめて、もう一度、市民会議としての意見として書き出してみましようか。それともどういう形でこれを残すかということになります。今までは要望書という形でやりました。いろいろな要望書も出ています。それを一度書き出して、もう一度次回でこれを要望書として検討する。では、たたき台を一応つくりますので、次回またたたき台を検討していただきます。

裁判員制度については、きょうは全然できませんでして、また次回にはこのテーマを取り上げたいと思います。ここで、土屋委員から、先日出版された「市民の司法は実現したか」のご紹介をいただきたいと思います。

(宮本議長)

すみません。本の宣伝を。

(土屋委員)

特別申し上げることはありません。ずっと長いことやってきたことをとにかくまとめて、普通の人には、司法改革ってどういう状況なんだろうとよく質問を社内的にも受けるんですよ。あれどうなっているのとよく聞かれたりするので、そういうものを求める声というのは、結構あるんだなと実は思っていたんです。それで、専門家の書かれたものはいくらでも出ていますけれども、そうでなくて、今どういうふうに国民にとって見えるのかなということも含めて、何かまとめて考える材料に寄与できたらいいなと思って出しましたのが、その本なんです。

そういうことですので、法律家の皆さんから見たら、全然これおかしいねというところがいっぱいあるかと思うんですけども、とりあえず中間総括みたいなものでして、お読みいただければ本当にありがたいです。どうもありがとうございます。

(4) 次回の議題と日程

(宮本議長)

次回の皆さんのご都合についてのアンケート結果はいかがでしょうか。

(山本事務次長)

なかなか全員がいいという日程がないものですから、数で決めさせていただきました。11月7日、月曜日の午後が9名の委員の方がご参加可能ということですので、この日にしていただければと思います。できれば時間は、きょうと同じように2時から4時ということで設定していただければと考えていますけれども、いかがでしょうか。

(宮本議長)

では、そういうことで、11月7日、月曜日、予定を取っておいてください。

すみません。時間も超過いたしまして、でも充実した議論はできたと思います。それでは二國副会長、閉会の挨拶をよろしく願いいたします。

4. 閉会の挨拶

(二國副会長)

広島出身でございます。きょうは、こういう天気にもかかわらず、ご多忙のところ、市民会議にご参集いただきまして、大変ありがとうございました。本日の議題、依頼者からの苦情処理システムの中の、特に報酬については、非常に私どもは考えさせられるところだったと思います。きょうの議論などをもとに、また日弁連としても検討させていただきたいと思います。

それから弁護士任官の推進につきましては、ビデオについては、非常に高い評価をしていただきまして、大変ありがとうございます。その中で、弁護士任官がどうして増えないのか。理由の1つは、弁護士として10年、20年やってその地位を築いているということもありますが、やはり日本の裁判官の場合、転勤ということが、どうしても避けられない。弁護士任官者については、一応最高裁判所との間で、数年間は任官者の希望を聞いて希望地に配転するというものになっているんですが、それ以降はもう全国に動くということになっているわけなんですね。そうしますと、家族との関係とか子どもの進学とか、当然のことながらあります。また、日本の裁判所では、一定の昇進ということが当然あります。そういう点を考えると、弁護士であれば5年経とうが10年経とうが、同じところでコツコツと事件を処理すればいいということになりますが、任官しますとやはりそういう転勤、昇進のこととか、そういうこともあると聞いています。

それともう1つは、判決書きの精緻さ、精緻さというのは、非常に詳しい判決、独特のスタイルで書くという形になっています。先ほど顔のない裁判官ということをおっしゃいましたが、日本の裁判の判決書きは、どの裁判官が書いた判決書きかというのはちょっとわからない。我々が読んでも、これはA裁判官が書いた、これはB裁判官が書いたという、そんなスタイルになっていないんですね。つまり、一定の型にはまった作成をしなければいけない。任官者がしばらくの期間苦労するというふうにも聞いております。そういうビデオに表れないいろんな困難もあるんですけれども、やはり弁護士任官の意義とか、現実な場合の最終判断者としての仕事の面白さとか、そういう点からして、任官者の方はいずれの方も非常に満足しておられます。

収入の点におきましては、アメリカの弁護士ほど日本の弁護士は稼いでないかもしれません。つまり10分の1とか何分の1になることはなくて、逆に収入が安定すると。つまり、毎月給料

をいただけるということで、しかもお金のことを心配しなくていい。事務所を経営する必要もないということで、お金の面ではほとんど満足していらっしゃる方が多いと聞いています。そういう利点も含めまして、弁護士任官は、私どももこれまで以上に進めていきたいと思っています。きょうは、非常にいろんな立場から有益なご意見をいただきまして、これらをもとに、また私どももより一層この弁護士任官を推進していきたいと思っております。

きょうは本当にお忙しいところありがとうございました。今後ともまたいろんなご意見を寄せていただければと思います。どうもありがとうございました。

(宮本議長)

どうもありがとうございました。第7回の市民会議をこれで終了させていただきます。(了)